

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 7件

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から4年3月まで

当時は大学生だったが、親からの説明や広報等で、20歳になったら国民年金に必ず加入するものと自覚していた。平成3年7月2日ごろ、国民年金の加入手続きをとり、父親からの仕送りの中から国民年金保険料を自分で納付していたと記憶している。

また、当時の父親の確定申告書（控）には、父親と自分の分の国民年金保険料が記載されており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成3年ごろ、学生も20歳から国民年金に強制加入となることが広報されていた時期で、自分も加入しなければならないと承知しており、20歳になって加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したことを記憶している。」と主張しているところ、申立人の保険料を用意したとされるその父親が保管している平成3年、4年及び5年分の確定申告書の控えには、申立人及びその父親の2人分の保険料を支払った金額が記載されている上、その額は、申立期間に納付すべき保険料額とも一致していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料について、すべて納付していることが確認でき、申立人に国民年金への加入を勧めたその両親も国民年金加入期間について保険料を完納しており、申立人の家族は、年金制度をよく理解し、納付意識も高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月から 48 年 3 月まで

20 歳になった時、父が私の国民年金の加入手続を行い、納税組合に保険料を納付してくれた。その後昭和 47 年 5 月に A を退職した時も、父が国民年金の再加入手続を行ってくれた。また、国民年金保険料は、同年同月に結婚に伴って転居した先の B 市で、納税袋により隣組の組長に納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった時にその父親が、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の加入者の資格取得日等から、申立人が 20 歳になった昭和 44 年 7 月ごろに C 市において国民年金の加入手続を行ったことが確認できる上、申立人が同年 11 月に A に勤務するまでの保険料を現年度納付していることが確認でき、申立人の父親は年金制度をよく理解していたと考えられることから、申立人が 47 年 5 月に A を退職した時もその父親が国民年金の再加入手続を行ってくれたとの主張には信憑性が認められる。

また、① A における厚生年金保険の被保険者資格を昭和 47 年 5 月 18 日に喪失後、同年 5 月 29 日に結婚式を挙げ、同日に B 市において新居を構えていること、② 申立人は、47 年 6 月 10 日に両親の戸籍がある C 市に婚姻届を提出していること、③ 申立人が所持する国民年金手帳の住所欄の変更年月日が 47 年 6 月 16 日となっていること、④ 同手帳の被保険者資格取得欄に「昭和 47 年 5 月 18 日 任意」の記載があることを総合的に判断すると、申立人は、A を退職後、国民年金に再加入し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失

した 47 年 5 月 18 日にさかのぼって国民年金の強制被保険者資格を取得後、B 市における住所変更手続に際して、47 年 5 月中に強制から任意への種別変更手続が行われたとの取扱いが行われたものと推認できる。

さらに、申立人は、B 市において隣組の組長に国民年金保険料を納付したと主張しているところ、同市では、隣組の組長が国民年金保険料を集めていた地域があったことが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、すべて納付済みとなっており、平成 13 年 10 月以降は前納しているなど、年金制度をよく理解し、納付意識は高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月及び39年12月から40年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年2月から同年3月まで
② 昭和39年4月
③ 昭和39年12月から40年1月まで
④ 昭和40年2月から43年1月まで

昭和36年4月に国民年金に加入して以降、父が私の国民年金保険料を未納なく納付してきた。

申立期間②及び③が未加入となっていることに気づき、社会保険事務所で確認したところ、厚生年金保険加入期間との重複との理由で、申立期間①及び④とともに還付済みであると説明されたが、還付金を受け取った記憶はなく、そもそも申立期間②及び③は厚生年金保険の加入期間ではない。

すべての申立期間の国民年金保険料が還付済みとされた上、申立期間②及び③が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立人は、いずれも国民年金の強制加入被保険者に該当する期間であり、事実と異なる資格喪失手続により国民年金保険料の還付手続が行われたことが認められることから、当該期間の保険料が納付されていたと認められる。

一方、申立期間①及び④については、申立人は、預金通帳及び家計簿（出納簿）に入金の記載が無いので国民年金保険料の還付金を受け取っていないと主張しているが、A市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）により、同期間の保険料について還付処理が行われたことが確認でき、申立人の保険料の納付及び家計の管理を行っていたとするその父親（既に他界）が還付金を受領した可能性を否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月及び39年12月から40年1月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 8 月まで

昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足と同時に、妻と二人で国民年金に加入した。当時は、納税組織の担当者が国民年金保険料の集金に来てくれたので、自分と妻の分の二人分の保険料を納めた。自分の分は毎月 150 円ぐらい納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足と同時に、妻と二人で国民年金に加入した。」と主張しているところ、申立人が、36 年 2 月ごろ、夫婦で国民年金の加入手続を行ったことは、夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることから確認できるものの、A 市（現在は、B 市。以下同じ）において、国民年金保険料の徴収が行われる 36 年 4 月以前に「世帯調査」を行い、国民年金被保険者の該当者の把握を行っていたことを確認済みであり、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿の備考欄には、記入時期の記録は無いが、「取消」と記載された記録が確認でき、申立人自身も取消処理が行われたことについては承知している。

また、申立人は、平成 4 年ごろ、市役所で年金記録の確認を行い、申立期間の国民年金保険料の納付について、市の職員とやり取りを行った記憶があると説明しており、同市における申立人の国民年金への加入記録及び保険料の納付に係る記録は存在しないことから、当時から、申立人は、申立期間の保険料が未納となっていたことは承知していたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 9 月から 52 年 3 月までの期間及び 53 年 3 月から 55 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 9 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 53 年 3 月から 55 年 2 月まで

申立期間①については、会社を退職後、妻と共に A 市役所で、国民健康保険と国民年金の加入手続を一緒に行った。国民年金保険料は、妻が私の分と一緒に、月々一人分 1 万 2,000 円ぐらいを郵便局で納付していた。

申立期間②については、会社を退職して B 市へ転居した際、妻と共に同市役所で、国民健康保険と国民年金の加入手続を一緒に行った。国民年金保険料は、妻が私の分と一緒に、月々一人分 1 万 2,000 円ぐらいを郵便局で納付していた。

申立期間が未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 51 年 8 月に会社を退職後、A 市において夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人は、47 年 5 月ごろに同市において夫婦一緒に国民年金に加入し、同年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付後、同年 10 月から同年 12 月までの期間及び 48 年 3 月から 51 年 8 月までの期間について厚生年金保険に加入しているが、両厚生年金保険加入期間に挟まれた 48 年 1 月から同年 2 月までの期間について未加入となっていることが確認できることから、同期間について、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていないと考えられる上、申立期間①についても、A 市の国民年金被保険者台帳（電算記録）に申立人が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った形跡は見当たらず、このことは、申立人が所持する国民年金手帳（47 年 5 月 22 日発行）の記録

とも符合する。

申立期間②については、申立人は、B市へ転居した際に、同市において夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、同市の国民年金被保険者索引簿に申立人の名前は無い上、同市において申立人が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った形跡は見当たらず、このことは、申立人が所持する国民年金手帳（昭和47年5月22日発行）の記録とも符合する。

また、申立人は、申立期間①及び②の前後は厚生年金保険に加入しており、会社退職後にそれぞれ厚生年金保険から国民年金への切替手続を行う必要があるが、上記のとおり、申立人が切替手続を行った形跡は見当たらず、両申立期間以外にも厚生年金保険加入期間後の国民年金未加入期間が多数あることから、申立期間①及び②においては切替手続を適切に行っていたとまでは推認できない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、郵便局で月々一人分1万2,000円ぐらいを納付していたとしているが、当時の実際の保険料月額とは大幅に異なり、かつ、A市及びB市では、当時郵便局は保険料納付の指定金融機関となっていなかったことが確認できる上、申立人の妻も両期間は未加入となっており、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 9 月から 52 年 3 月までの期間及び 53 年 3 月から 55 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 9 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 53 年 3 月から 55 年 2 月まで

申立期間①については、夫が会社を退職後、夫と共に A 市役所で、国民健康保険と国民年金の加入手続を一緒に行った。国民年金保険料は、夫の分と一緒に、月々一人分 1 万 2,000 円ぐらいを郵便局で納付していた。

申立期間②については、夫が会社を退職して B 市へ転居した際、夫と共に同市役所で、国民健康保険と国民年金の加入手続を一緒に行った。国民年金保険料は、夫の分と一緒に、月々一人分 1 万 2,000 円ぐらいを郵便局で納付していた。

申立期間が未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 51 年 8 月にその夫が会社を退職後、A 市において夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人は、47 年 5 月ごろに同市において夫婦一緒に国民年金に加入し、同年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付後、同年 10 月にその夫が厚生年金保険に加入したことから国民年金の被保険者資格をいったん喪失し、60 年 1 月まで未加入となっていることが同市の国民年金被保険者名簿（マイクロフィルム）により確認でき、このことは、申立人が所持する国民年金手帳（47 年 5 月 22 日発行）の記録とも符合する。

申立期間②については、申立人は、B 市へ転居した際に、同市において夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、同市の国民年金被保険者索引簿に申立人の名前は無い上、同市において申立人が国民年金の加

入手続を行った形跡は見当たらず、このことは、申立人が所持する国民年金手帳（昭和47年5月22日発行）の記録とも符合する。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、郵便局で月々一人分1万2,000円ぐらいを納付していたとしているが、当時の実際の保険料月額とは大幅に異なり、かつ、A市及びB市では、当時郵便局は保険料納付の指定金融機関となっていなかったことが確認できる上、申立人の夫も両期間は未加入となっており、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 1 月から 30 年 3 月まで

昭和 29 年 1 月ごろ、私の家族が住んでいた借家の家主の紹介で、A社に入社し、トラック運転手の助手として 30 年 3 月ごろまで勤務した。入社後すぐに厚生年金保険に加入したはずなので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時のトラックと一緒に撮影した写真及び元同僚の証言等により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同僚の中には、職業補導所の紹介で入社し、すぐに厚生年金保険に加入した者もいるが、複数の元同僚及び申立期間の前後に入社した元社員の証言によれば、「入社してからすぐに加入できなかった。」としており、入社してから加入するまで1、2年を要している者が多いことから、申立期間当時、当該事業所では、社員に対し入社後すぐには被保険者資格を取得させていなかったことが推認できる。

また、社会保険事務所の保管する当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間及びその前後において健康保険の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は記載されていない。

さらに、当該事業所では、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は既に廃棄しており、このほか、申立人が事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から24年7月1日まで

昭和22年4月1日に農業会に就職し、27年12月31日まで継続して勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録は24年7月1日となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していたとする農業会は、厚生年金保険法が改正施行された昭和19年10月1日に適用事業所になり、同日に5名が厚生年金保険に加入し、農業協同組合への名称変更に関し先立って23年8月15日に法定解散した際、5名のうち4名は厚生年金保険被保険者資格を喪失している。その後、同年10月31日に名称変更して農業協同組合になり、24年7月1日に適用事業所になっており、申立人も同日から厚生年金保険に加入している。

また、元上司及び元同僚は、申立期間当時、農業会には10名ほどの職員がいたと証言している上、同上司は、「申立人は部下として勤めていたことを記憶している。自分と部下達は、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と証言しているほか、証言を得ることができた複数の元同僚は、「当時はまだ、10代のころで年金についての意識は薄く、厚生年金保険への加入や給与から保険料が控除されていたか否かについての記憶が無い。」と証言している。

さらに、申立人と同じく当該農業会での厚生年金保険への加入記録は無く、名称変更した農業協同組合に継続して勤務している元同僚3名は、農業協同組合が適用事業所になった昭和24年7月1日以降に時期は異なるが初めて

厚生年金保険被保険者資格を取得している。

加えて、当該農業会では、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は既に廃棄しており、このほか、申立人が申立期間において事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月から 36 年 4 月まで

昭和 35 年 4 月、A市のB社で、運転手の助手として住み込みで働いていた。1年ぐらい経ってから同僚の助手と二人で会社を退職し、上京してしまっただが、勤務していたことは確かであり、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当時助手をしていた元運転手の証言により、申立期間において、B社に勤務していたことは推認できるものの、具体的な勤務期間についての証言が得られず、勤務期間を特定することができない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該事業所が適用事業所となったのは、昭和 36 年 2 月 1 日であり、同日付で当該事業所の運転手 14 名について被保険者資格を取得させているが、助手であった申立人及び一緒に退職した同僚の氏名は、当該名簿に記載されておらず、健康保険証の整理番号は連番で欠番が無い。

さらに、当該事業所では、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は既に廃棄しており、このほか、申立人が事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 19 年 10 月 1 日から 23 年 7 月 23 日まで
③ 昭和 23 年 7 月 23 日から 24 年 1 月 1 日まで

申立期間①及び③については、A社（名称変更後はB社。以下同じ。）に勤務したが、厚生年金保険の被保険者となっていない。申立期間①及び③について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②については、脱退手当金を支給済みの回答をもらったが、A社に昭和 23 年 12 月 31 日まで勤務しており受給するはずがないので、支給済み記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、昭和 19 年 6 月 1 日に制定された厚生年金保険法（昭和 19 年法律第 21 号）に基づき一般職員及び女子について適用対象となり、同法が施行された同年 10 月 1 日から厚生年金保険料が控除されることとなったところ、申立人は、同法制定日に被保険者資格を取得し、年金の対象期間となる同法施行日から被保険者期間となっている社会保険事務所の記録に不適正な点は無い。

したがって、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手

当金の支給記録があり、申立期間②に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和23年11月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

3 申立期間③については、A社は昭和25年1月30日に全喪しており、当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)の所在は不明である上、当時の同僚等は連絡先が不明であるなど証言を得ることができず、申立期間③における雇用実態及び雇用期間は不明である。

また、申立期間③について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 2 日から 38 年 12 月 30 日まで
② 昭和 39 年 1 月 6 日から 42 年 3 月 26 日まで
③ 昭和 42 年 3 月 27 日から 44 年 6 月 4 日まで
④ 昭和 44 年 6 月 6 日から 45 年 9 月 21 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給されているとの回答を得た。

脱退手当金を受給した覚えは無く、厚生年金保険脱退手当金支給報告書の自分の名前の漢字が間違っており、自分で請求した場合、自分の名前を間違えるはずはないので、脱退手当金が支給されたとの取扱いになっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、A社B工場C分工場の前に勤務していた3事業所の厚生年金保険の被保険者期間も含めて計算されており、支給額に計算上の誤りは無く、社会保険事務所が保管する厚生年金保険脱退手当金支給報告書における支給対象期間、月数、支給額及び支給日と社会保険庁のオンライン記録とが一致しているほか、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印があるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

なお、上記厚生年金保険脱退手当金支給報告書について、申立人は、「自分の名前は『D』であるのに、厚生年金保険脱退手当金支給報告書の名前は『E』と記載されており、自ら請求した場合、自分の名前の漢字を間違えるはずはない。」と主張しているが、申立人の申立期間①から④の各事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票

の申立人の名前は、いずれも「E」と記載されており、申立人の厚生年金保険記号番号払出簿においては、昭和45年5月15日に「F」から「G」へ姓が変更されたことは確認できるものの、「E」から「D」への変更は無い上、申立人の申立期間当時の改製原附票の「名」欄には「E」と記載されていることから判断すると、当時、申立人は、名前に「E」という漢字を使用していた可能性が高いと考えられる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月から 34 年 7 月まで
② 昭和 36 年 4 月から 40 年 1 月まで
③ 昭和 42 年 11 月 7 日から同年 12 月 7 日まで
④ 昭和 45 年 10 月から 47 年 12 月まで
⑤ 昭和 56 年 1 月 17 日から同年 3 月 20 日まで
⑥ 昭和 62 年から平成 5 年 12 月まで
⑦ 平成 8 年 6 月から同年 12 月まで
⑧ 平成 10 年から 11 年まで

申立期間①については、実の父が経営するA社に勤務していた記憶があるが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので認めてほしい。

申立期間②については、B県C市のD班に所属し、E社（現在は、F社。以下同じ。）のG出張所で勤務しHダム（I県J市）の建設工事にかかわった記憶があるが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので認めてほしい。

申立期間③については、K社に勤務し、雇用保険の記録もあるので、厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

申立期間④については、L社に勤務した記憶があるが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので認めてほしい。

申立期間⑤については、M社にNインターの建設工事が完了するまでの約束で重機の運転手として現場で働いた記憶がある。さらに、雇用保険の記録もあるので厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

申立期間⑥については、O社において型枠大工として勤務した記憶があるが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので認めてほしい。

申立期間⑦については、P社に勤務しI県Q郡R村の災害防止工事にかかわった記憶があるが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので認めてほしい。

申立期間⑧については、S社に型枠大工として勤務した記憶があるが、

厚生年金保険の被保険者記録が無いので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、A社は、社会保険事務所の記録において、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、元従業員は、「A社では、賃金台帳等の帳簿類は作成されていなかった。」と説明している上、同事業所は現存しておらず、事業主であった申立人の実父は既に他界していることから当時の状況を調査することができず、このほか、申立期間①について申立人が事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、B県C市のD班に所属し、I県J市のE社G出張所で勤務していたと主張しているところ、同出張所は、社会保険事務所の記録において、昭和33年7月30日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、申立期間②については適用事業所とはなっておらず、また、C市内においてD班は適用事業所となっていない。

さらに、F社では、「当時の人事記録には申立人の名前が無いことから、申立人は、下請け又は臨時雇入れの業務形態で現場作業に従事していた可能性がある。また、当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）は現存しない。」と説明している上、このほか、申立期間②について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③については、雇用保険の加入記録により、申立人がK社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当時、K社において社会保険事務を担当していた元同僚は、「最低1か月の試用期間があり、この間は厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している上、同事業所から提出された賃金計算書により、申立期間③について、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

- 4 申立期間④については、元事業主及び元上司の証言により、申立人がL社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間については、雇用保険の加入記録が無い上、元事業主等から証言を得ることはできず、確認をすることはできなかった。

また、社会保険事務所の保管するL社における厚生年金保険被保険者原票では、申立期間④及びその前後の期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は記載されていない。

さらに、L社では、「当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収

簿等)は既に廃棄処分した。」と説明している上、このほか、申立期間④について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 5 申立期間⑤については、雇用保険の加入記録より、申立人がM社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人は、「重機の運転手として現場で働いた記憶がある。」と主張しているところ、M社で経理事務を担当していた者は、「現場作業者については日雇労働者が多く、これらの者は厚生年金保険に加入させない取扱いであり、少数の常勤職員のみ厚生年金保険に加入させていた。」と証言している上、社会保険事務所の保管するM社における厚生年金保険被保険者原票では、申立期間⑤及びその前後の期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は記載されていない。

また、社会保険庁の記録において、申立人は、昭和49年7月から平成11年9月まで国民年金に加入しており、申立期間⑤を含め53年4月から61年3月まで国民年金保険料について毎年自己申請が必要である保険料の免除期間となっていることが確認できる。

さらに、M社は既に全喪しており、同事業所の元従業員は、「元事業主は既に亡くなっており、会社の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)はすべて処分してしまったと思われる。」と説明している上、このほか、申立期間⑤について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 6 申立期間⑥については、雇用保険の加入記録が無い上、O社では、「申立人は、型枠職人として現場に来ていたが、下請事業所で働いており、当社との間では直接の雇用関係は無かった。」と証言している。

また、社会保険庁の記録では、申立人は、申立期間⑥を含め平成11年9月まで国民年金に加入しており、国民年金被保険者資格を喪失する手続を行った形跡は見当たらない。

さらに、O社では、「当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)は既に廃棄した。」と説明している上、このほか、申立期間⑥について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 7 申立期間⑦については、雇用保険の加入記録が無い上、申立人に元同僚の記憶が無く、当委員会の調査においても元同僚から聴取することができなかったことから、申立人のP社における勤務実態及び勤務期間については不明である。

また、社会保険庁の記録では、申立人は、申立期間⑦を含め平成11年9

月まで国民年金に加入しており、国民年金被保険者資格を喪失する手続を行った形跡は見当たらない。

さらに、P社は既に全喪しており、同事業所の元事業主の親族は、「元事業主は既に亡くなっており、社会保険関係の手続を行っていた担当者については行方不明につき連絡が取れず、また、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は廃棄している。」と説明している上、このほか、申立期間⑦について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

8 申立期間⑧については、元同僚は、「申立人は、一人親方として下請けの仕事をしていた者で、S社の社員ではなかった。」と証言している。

また、S社の元取締役は、「当社では、正社員のみしか厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している上、社会保険庁の記録では、申立人は、申立期間⑧を含め平成11年9月まで国民年金に加入しており、国民年金被保険者資格を喪失する手続を行った形跡は見当たらない。

さらに、S社は既に全喪しており、元取締役は、「会社の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を平成20年の夏にすべて廃棄処分した。」と説明している上、このほか、申立期間⑧について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

9 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月1日から35年5月1日まで
厚生年金の被保険者期間の照会をしたところ、A社に勤務していたときの厚生年金被保険者期間について脱退手当金を支給済みであるという回答を受けた。脱退手当金を受け取った覚えはないので、脱退手当金の支給済み記録を取り消し、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、社会保険庁業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳には、厚生省保険局年金保険課（現在は、社会保険業務センター）から脱退手当金を裁定した社会保険事務所に対して、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を回答したことが記録されているほか、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印があるなど、脱退手当金に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。